

所属団体事務局各位

緊急事態宣言の延長が決定されたことによりまして、第三地区行事の再度の見直しを迫られることとなりました。つきましては、以下の通りとさせていただきますので、ご了承ください。

①2月14日・20日 参段・四段審査

4月17日（土）中央道場に延期いたします。

都合のつかない方は所属団体で取りまとめの上、返金先の振込先口座とともに、

2月13日（金）までにご連絡ください。受審料を返金いたします。

受審されない方の連絡先は、平戸、喜多の双方あてにお知らせください。

なお、令和3年度の審査は、4月24日（土）に四段、5月9日（日）に参段を中央道場で実施し、あらためて受審を受け付けます。

令和2年度2月審査を申し込まれた方は、

4月17日の令和2年度延期審査と、4月24日・5月9日の令和3年度審査をともに受審することは可能です。

17日に合格した場合、4月24日・5月9日は欠席扱いとし、受審料の返金はいたしません。

②2月13日申込締め切り 3月13日動画締切のビデオ審査

審査申込書受付締切は2月13日とし、延長しません。動画締切は3月17日（水）に延長いたします。

中学・高校・大学の団体のみ審査申込書受付後に、部活動が再開できないため動画を撮影できない場合は、返金先の振込先口座とともに、3月10日（水）までにお知らせください。受審料を返金いたします。

返金口座は、喜多あてにお知らせ下さい。

ただし、一部の部員の方が受審し、一部の方は受審できないということは認めません。

受審料返金の場合は団体で一括といたします。

なお、一般団体は返金いたしません。

③2月20日締切 通信制第1回例会

締め切りの延長はいたしません。

④2月20日締切 通信制中高生大会

記録送信締切を3月19日（金）に延長いたします。

以上の点、ご了承ください。なお、緊急事態宣言が3月7日以前に解除となった場合と、さらなる緊急事態宣言の延長があった場合も、再度の締切等の変更をせず、上記のままいたします。